介護保険負担限度額認定証更新のお知らせ

介護保険制度では、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所施設）利用者の負担軽減のために、所得段階に応じた食費と居住費等の負担限度額が設けられています。

この介護保険負担限度額の認定を受けるためには申請が必要です。

平成29年度に認定を受けていた方を対象に、5月下旬～6月上旬に更新のご案内を郵送します。引き続き認定が必要な方は高齢介護課で申請してください。

※有効期間開始日は、申請月の初日からになりますのでご注意ください。

必要書類

◇介護保険被保険者証

◇負担限度額認定申請書

◇預貯金に係る通帳等の写し（配偶者がみえる方は配偶者の通帳等の写しもご提出ください。）

※現在認定を受けていない方でも、平成29年中の所得や世帯の状況などにより対象になる場合がありますので、高齢介護課へお問い合わせください。

申請・問合わせ

高齢介護課　☎㉞0649

寝具乾燥クリーニング実施のお知らせ

寝具（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯乾燥クリーニングを無料で実施（年2回以内）します。

実施日

回数	申込締切	回収日	配送日
第1回	6月15日(金)	7月6日(金)	7月13日(金)
第2回	8月16日(木)	9月6日(木)	9月13日(木)
第3回	10月16日(火)	11月6日(火)	11月13日(火)
第4回	12月19日(水)	平成31年1月9日(水)	平成31年1月16日(水)

※希望する回にお申し込みください(年2回以内)。

対象者

65歳以上の者で構成される世帯で、自ら寝具の衛生管理を行うことが困難で世帯全員が次のいずれかに該当する方

◇要介護認定1以上の方

◇身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方

利用できる枚数

◇掛け布団、敷き布団　各1枚

◇毛布　2枚まで

申込み

高齢介護課へ申請書を提出してください（代行・郵送申請も可。ただし、電話での申請は不可）

※申請書は高齢介護課またはホームページにあります。

問合わせ

高齢介護課　☎㉞0644

戦後73年2018あいち平和行進が行われます

あいち平和行進とは、核兵器も戦争もない平和な世界を実現するために、「原爆の火」に平和への願いを込めて、被爆者と共に県内を行進するものです。今年は平和行進が始まって60周年の記念の年です。

6月6日㈬午前9時に半田市役所を出発します。

問合わせ

原水爆禁止知多地域協議会　☎㉖1313

平成30年度慰霊巡拝の実施について

旧主要戦域となった陸上及び海上などにおける戦没者を対象とした平成30年度慰霊巡拝の実施に伴い、実施地域の参加者を募集します。

対象者

◇戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、甥、姪

※今回実施する地域で戦没された方の遺族

※過去5年以内に同一国、地域に参加された方は、基本的に応募できません。

実施地域

ビスマーク諸島、硫黄島、ミャンマー、パラオ諸島、フィリピン

実施時期

10月下旬～2月下旬

申込み

地域福祉課（☎㉞0641）までご連絡ください。その後、実施地域ごとの申請書や添付書類等をご提出いただきます。